

意見募集(パブリックコメント)

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）に対する意見募集について

平成27年10月

沖縄県企画部 総合情報政策課

条例案の概要

1 件名

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

2 制定の経緯及び必要性

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条においては、条例で定めるものであれば、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務で、必要な限度で個人番号を利用できることとしている。
- (2) また、番号法第19条においては、同条各号に掲げられた場合を除き特定個人情報の提供を制限しており、同一地方公共団体の他機関へ特定個人情報を提供する場合は条例を制定する必要がある。
- (3) (1)及び(2)より、県においても、県民が手続の簡素化による負担の軽減その他の利便性の向上を得られるようにするため、県独自の事務において個人番号を利用する場合（独自利用）及び同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合（庁内連携）並びに同一地方公共団体内の他の機関へ特定個人情報を提供する場合には、番号法に基づく条例を定める必要がある。

3 制定案の概要（現在検討中であり、今後変更の可能性あります。）

- (1) 条例の趣旨について定める。（第1条）
- (2) 用語の定義について定める。（第2条）
- (3) 番号法第9条第2号に基づき、個人番号を独自に利用する事務等を定める。（第3条）
 - ・番号法別表第1に規定された法定事務以外の事務における個人番号の利用（独自利用事務）
 - ・同一機関内の複数の事務間での特定個人情報の利用（庁内連携）

- (4) 番号法第19条第9号に基づき、同一地方公共団体内の他の機関へ特定個人情報を提供する場合を定める（機関連携）。（第4条）
- (5) 書面の提出義務の免除について定める。（第5条）
- (6) 規則への委任について定める。（第6条）
- (7) この条例の施行日は、平成28年1月1日とする。（附則第1項）

4 根拠法令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項及び第19条第9号

5 添付資料

- (1) 意見提出用紙
- (2) 条例のイメージ図
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（官報）

6 現在検討中の個人番号の利用及び特定個人情報の提供事務

別表第1（第3条関係）**現在検討中の事務であり、今後変更の可能性がります。**

機関	事務
1 知事	私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育費の負担を軽減するための奨学金の支給に関する事務
2 知事	私立の高等学校等を退学し再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務
3 知事	私立の高等学校又は専修学校の高等課程を設置する者に対する生徒又は学生の保護者等の授業料の軽減に係る補助金の交付に関する事務
4 知事	外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立支援金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務

5 知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養している者に対する同法第31条第2号に規定する給付金に相当する額の給付金の支給に関する事務
6 知事	沖縄県心身障害者扶養共済制度条例による共済制度の加入又は年金、弔慰金若しくは脱退一時金の給付に関する事務
7 知事	沖縄県療育手帳制度規程による療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの
8 知事	不妊治療を必要とする夫婦に対する経済的負担の軽減を図るための助成金の交付に関する事務
9 知事	ウイルス性肝炎の治療を必要とする者に対する経済的負担の軽減を図るための助成金の交付に関する事務
10 教育委員会	高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育費の負担を軽減するための奨学金の支給に関する事務
11 教育委員会	沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例による修学奨励金の貸与に関する事務
12 教育委員会	特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等に対する補助金の交付に関する事務

別表第2（第3条関係） **現在検討中の事務であり、今後変更の可能性がります。**

機関	事務	特定個人情報
1 知事	私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育費の負担を軽減するための奨学金の支給に関する事務	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）
2 知事	私立の高等学校又は専修学校の高等課程を設置する者に対する生徒又は学生	生活保護関係情報

	の保護者等の授業料の軽減に係る補助金の交付に関する事務	
3 知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	療育手帳に関する情報
4 知事	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	療育手帳に関する情報
5 知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務	療育手帳に関する情報
6 知事	沖縄県心身障害者扶養共済制度条例による共済制度の加入又は年金、弔慰金若しくは脱退一時金の給付に関する事務	生活保護関係情報
7 知事	児童福祉法による障害児入所給付費の支給に関する事務	療育手帳に関する情報

別表第3（第4条関係） **現在検討中の事務であり、今後変更の可能性がります。**

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育費の負担を軽減するための奨学金の支給に関する事務	知事	生活保護関係情報
2 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務	知事	生活保護関係情報
3 教育委員	特別支援学校に就学する	知事	生活保護関係情報

会	幼児、児童又は生徒の保護者等に対する補助金の交付に関する事務		
---	--------------------------------	--	--